**別紙様式第５号の２**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 安全保障輸出管理責任者（産学連携・知的財産本部長） | 輸出管理担当課(研究支援課) | 確　　　認 |
|  |  | □ 問題なし□ 手続要 | No. |
| 　　　年　月　日 |

安全保障輸出管理チェックシート（外国人留学生受入用）

年　　月　　日

学　　長　　　殿

届出者（指導教員）：(所属)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(職名)

(職員番号)

(氏名)　　　　　　　　　　　　㊞

外国人留学生の受入れにあたって、次の確認をしましたので届出いたします。

|  |
| --- |
| 本チェックシートについて・①「***斜太文字***」事項にチェックが付いた場合、②外国人留学生へ提供する技術がある場合で、規制の適用除外に該当しない場合は、該非判定の手続きが必要になります。その際は、研究支援課から別途連絡いたします。詳細な資料等を提出していただく場合がありますので、ご協力方よろしくお願いいたします。 |

≪外国人留学生の概要≫

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　　　　名 |  |
| 国　　　　籍 |  |
| 本国における所属機関等 |  |
| 特定類型該当性 | □類型① □類型② □類型③該当性の根拠〔 〕※この欄は居住者となった場合の該当性についても、記入してください。「該当性の根拠」には、関係する外国政府等又は外国法人等（その属する国・地域名を含む）も記入してください。※特定類型該当性については、「参考資料：特定類型該当性確認のための簡易チェックフロー」をご参照下さい。 |
| 受入部局・講座等 |  |

設問１．外国ユーザーリスト(※)に掲載されている組織の人物ですか？

※ 経済産業省が作成する、輸出された貨物や技術が大量破壊兵器等（核兵器、生物兵器、化学兵器、輸送用ミサイル等）の開発、製造等に使われる懸念がある外国の企業名、組織名を列記した表。経済産業省HPの「外国ユーザーリスト」（https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list）を参照。

① □ ***掲載されている*** → **ここで終わりです。研究支援課へ提出してください。**

別途研究支援課から連絡があり、該非判定等手続きに移行します。

② □ 掲載されていない → 設問２に進んでください。

設問２．輸出貿易管理令別表第４に定める懸念国（北朝鮮、イラン、イラク、左記以外の新たに指定された国）又は輸出貿易管理令別表第３の２に定める国連武器禁輸国（アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン、左記以外の新たに指定された国）出身の人物ですか？

① □ ***懸念国、国連武器禁輸国出身である***

→ **ここで終わりです。研究支援課へ提出してください。**

別途研究支援課から連絡があり、該非判定等手続きに移行します。

② □ 懸念国、国連武器禁輸国出身ではない→ 設問３に進んでください。

設問３．受入予定者の出身組織（留学生の場合の出身大学・学科・研究室等を含む）が、ＨＰ等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等（核兵器・化学兵器・生物兵器・輸送用ミサイル等）若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に関与している疑いがありますか？

① □はい　　　② □いいえ

設問４．受入予定者が受入予定期間中に、外国機関・組織（民間企業・組織を含む）による財政的支援を受けていますか、又は受ける予定がありますか？

① □はい　　　② □いいえ

設問５．受入予定者が将来、軍事関連部門や軍需企業に就職する予定がありますか、又は就職する希望を持っていることを、今までの連絡から知っていますか？

① □はい　　　② □いいえ

設問６．受入予定者の過去の研究内容等が、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等の疑いがありますか？

① □はい　　　② □いいえ

設問７．本学又は国内企業等と雇用関係はありますか？

① □ ある → 雇用関係がある場合は、このチェックシートに身分証明証(社員証)等の写を添付のうえ、提出して下さい。**ここで終わりです。**

② □ ない → 設問８に進んでください。

設問８．雇用関係がない場合、来日後の経過期間等について

① □ 来日６ケ月を経過 → ６ケ月を経過している場合は、入国年月日等が確認出来る書類の写しを添付のうえ、このチェックシートを提出して下さい。

**ここで終わりです。**

② □ 来日６ケ月未満　 → 設問９に進んでください。

設問９．外国人留学生への教授（技術の提供）において「武器及び核兵器等の開発等に関与するもの」がありますか？

① □ ない → このチェックシートを提出して下さい。**ここで終わりです。**

② □ ある → 設問10に進んでください。

③ □ 資料の提供を求められたら行う → 設問10に進んでください。

設問10．外国人留学生への教授（技術）内容が下記の適用除外項目に該当しますか？

① □ 該当する（該当項目：　　　　　　　　　　　）

※ 該当項目③以外は、このチェックシートを提出して下さい。**ここで終わりです。**

※ 該当項目が③「基礎科学分野の研究活動」である場合は、様式第８号を作成し、この

チェックシートに添付のうえ、提出して下さい。**ここで終わりです。**

|  |
| --- |
| 輸出管理適用除外項目①無償の経済協力等に関する二国間協定等※に基づいた場合※ODAなどの政府間協定を確認【問合せ先：経済産業省安全保障貿易管理課 TEL 03-3501-2800】②公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために該当技術を提供する場合で以下のものア．新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する場合イ．学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術を提供する場合ウ．施設の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術を提供する場合エ．ソースコードが公開されているプログラムを提供する場合オ．学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手可能又は閲覧可能とすることを目的とする場合③基礎科学分野の研究活動（自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないものをいう。）において技術を提供する場合産学連携共同研究などでは、研究が特定の製品への応用を目的としているケースもあり、この例外に該当しない場合があることに注意する必要がある。④工業所有権（知的財産権）の出願又は登録を行うため、当該出願又は登録に必要最小限の技術を提供する場合⑤貨物の輸出に付随して提供される使用に係る技術であって、必要最小限のものを当該貨物の買主、荷受人又は需要者に対して提供する場合⑥プログラムの提供に付随して提供される使用に係る技術であって、インストールや修理等のための必要最小限のものの場合⑦市販のプログラムに関する技術提供の場合 |

② □ 該当しない

|  |
| --- |
| 教授（技術）内容、提供資料の内容を記載してください。 |

* 記入が終わりましたら、研究支援課に提出してください。

**参考資料：特定類型該当性確認のための簡易チェックフロー**

**特定類型①：外国政府や外国法人（外国大学を含む）と雇用契約等を結んでいる場合**

**ＮＯ**

外国法⼈等（外国大学を含む）か外国政府等と雇⽤契約（契約の名称を問わず、時間的・場所的に拘束されるもの）⼜は取締役としての委任契約を締結しているか︖

**特定類型①に該当しない。**

**YES**

本学との契約に基づく指揮命令⼜は善管注意義務が、あなたの外国法⼈等⼜は外国政府等との契約に基づく指揮命令⼜は善管注意義務に優先するとの合意があるか︖

**特定類型①に該当しない。**

**YES**

**YES**

**ＮＯ**

**ＮＯ**

**特定類型①に該当する可能性があります。役務通達\*の原⽂を確認の上、必要な手続きを行ってください。**

本学と、あなたが契約を結んでいる外国法⼈等はグループ企業の関係にあるか︖

（通常、大学等では該当しません。）

**特定類型②：外国政府等から経済的利益を受けている場合**

**ＮＯ**

外国政府等から、個人として（大学や研究室としてではなく）多額の金銭その他の重大な利益を得ている、又は、得ることを約束しているか？

**特定類型②に該当しない。**

**ＮＯ**

**YES**

**特定類型②に該当する可能性があります。役務通達\*の原⽂を確認の上、必要な手続きを行ってください。**

**YES/不明**

その利益を金銭換算した場合、年間所得のうち25%以上を占めているか？

\* https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance/guidance\_6\_chert.pdf

(参考)

「みなし輸出」管理の明確化について：　経済産業省貿易管理部

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\_document/minashi/jp\_daigaku.pdf

外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び外国為替令第１７条第２項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（役務通達）:　経済産業省HPより

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\_document/tutatu/t10kaisei/ekimu\_\_tutatu.pdf